

## ～ 暫定成果の使用にあたっての注意事項 ～

交付する暫定成果の使用・取り扱いについて、下記の点に十分留意してください。

- 1 交付する成果は暫定的なものであり、地籍調査成果の登記所へ送付されるまでに内容が変更される場合があります。
- 2 暫定成果の使用は申請者に限ります。交付する暫定成果の全部、または一部を複製したり、第三者に譲渡・貸与すること、閲覧させることを禁じます。  
また、申請者であっても、申請書に記載された使用目的以外に用いることを同様に禁じます。
- 3 暫定成果を使用して作成した地積測量図は、市役所地籍調査担当課で内容確認を受け、確認済印を押印された測量図を登記所へ提出してください。  
(※暫定成果地区は境界確定未了につき、暫定成果を用いてのみでの地積更正及び分筆は行わないでください。)
- 4 暫定成果を用いた分筆・地積更正登記が完了しましたら、下記連絡先まで一報をお願いいたします。
- 5 何らかの理由で交付を受けた暫定成果が必要ではなくなった場合は、下記連絡先に連絡し、交付した成果を返却してください。  
また、同様に測量図に確認済印を受けた後に、何らかの理由で登記所への提出を取り止めた場合は、前項同様下記連絡先に連絡した上で、暫定成果と押印図面の両方を提出・返却してください。
- 6 暫定成果を交付後、長期にわたり測量図が提出されない場合、また、登記完了の連絡をいただけない場合、境界確定申請がされない場合、申請者に事情を伺う場合があります。

<連絡・問い合わせ先>  
今治市役所都市政策課地籍調査担当  
0898-36-1550(課直通)